

(仮称) 美しい河南町条例 (素案)

目 次

第1章 総則 (第1条―第5条)

第2章 地球環境の保全等 (第6条・第7条)

第3章 生活環境の保全等に関する措置

第1節 空き缶及び吸い殻等の適正処理並びにポイ捨ての禁止等 (第8条―第12条)

第2節 飼い犬の管理及びふんの放置の禁止 (第13条―第16条)

第3節 空き地及び空き家等の管理 (第17条―第20条)

第4章 緑化の推進 (第21条)

第5章 雑則 (第22条―第24条)

第6章 罰則 (第25条・第26条)

附則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、美しい山々の緑に育まれた良好な環境を次世代に継承するため、地球温暖化対策、空き缶及び吸い殻等の散乱防止、落書きの防止、飼い犬のふんの放置防止、空き地又は空き家の適正管理及び緑化の推進について、必要な事項を定めることにより、町、住民等及び事業者の協働による美しいまちづくりの推進を図り、虫等が生息できる生物多様性が確保され、住民が快適に過ごすことのできる生活環境の向上に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住民等 町内に居住し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。

(2) 事業者 町内において事業活動を行う者をいう。

(3) 空き缶及び吸い殻等 飲食物等を収納していた缶、びん、ペットボトルその他の

容器、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、ビニール類等の包装紙その他これに類するもの。

(4) 落書き 建物又は工作物の所有者、管理者又は占有者の意思に反し、当該建物又は工作物に塗料、墨等により周辺的美観を損ねる文字若しくは図形を描くこと又は描かれたものをいう。

(5) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所をいう。

(6) 土地所有者等 町内の土地を所有し、又は管理し、若しくは占有する者をいう。

(7) 温室効果ガス 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びオゾン層の破壊物質であるフロン等をいう。

(8) 空き地 建物の敷地などに供される土地で、所有者、管理者又は、占有者が現に使用していない土地及びこれに準じる土地をいう。

(9) 空き家 所有者、管理者又は、占有者が現に使用していない家屋及びこれに準じる家屋をいう。

(町の責務)

第3条 町は、第1条の目的を達成するために、必要な施策の実施に努めなければならない。

2 町は、住民等及び事業者への環境美化意識の啓発に努め、その自主的な清掃活動、啓発活動その他まちの環境美化を推進する活動（以下「環境美化活動」という。）に対し支援を行う。

(住民等の責務)

第4条 住民等は、地域における環境美化活動の推進に努めなければならない。

2 住民等は、前条第1項の規定により町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、事業所及びその周辺、その他の事業活動を行う地域において環境美化活動の推進に努めなければならない。

2 事業者は、第3条第1項の規定により町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 地球環境の保全

(地球環境の保全)

第6条 住民等及び事業者は、身近な環境を守ることが地球環境の保全に深く関わっていることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化など、積極的に取り組まなければならない。

(地球温暖化防止対策推進員)

第7条 町は、地球温暖化防止対策の必要な施策を実施し、その推進のため、地球温暖化防止対策推進員（以下「推進員」という。）を置くことができる。

2 推進員は、住民のうちから町長が委嘱し、町が実施する地球温暖化防止対策に協力し啓発活動を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、推進員について必要な事項は別に定める。

第3章 生活環境の保全等に関する措置

第1節 空き缶及び吸い殻等の適正処理及びポイ捨ての禁止等

(空き缶及び吸い殻等のポイ捨て禁止)

第8条 何人も、公共の場所において、空き缶及び吸い殻等のポイ捨てをしてはならない。

(空き缶及び吸い殻等の適正処理)

第9条 住民等は、公共の場所において自ら生じさせた空き缶及び吸い殻等を持ち帰り、又は適切な回収容器に収納するよう努めなければならない。

(落書きの禁止)

第10条 何人も、公共の建物及び工作物等に落書きをしてはならない。

第2節 飼い犬の管理及びふんの放置の禁止

(飼い犬の管理等)

第11条 飼い犬を所有し、又は管理する者（以下「飼い主」という。）は、当該犬が人に危害を加えないように、又は清潔の保持を損なわないように適正に管理しなければならない。

2 飼い主は、当該犬を散歩させる際は、ふんを収納する容器を携帯し、当該犬のふんを持ち帰り、当該犬のふんを公共の場所に放置してはならない。

第3節 空き地及び空き家の管理

(空き地及び空き家の管理)

第12条 空き地及び空き家の所有者、占有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、当該空き地又は空き家の敷地に繁茂した植木の管理を行い、及び雑草又は枯草等を除去するとともに、ごみの不法投棄、犯罪、災害、病虫害の発生及び交通上への支障等を誘発する状態にならないよう適正に維持管理しなければならない。

第4章 緑化の推進

(緑化の推進)

第13条 町、住民等及び事業者は、自然環境の保全、回復及び地球温暖化防止並びに生物多様性の確保等を図るため、緑化の推進に努めなければならない。

2 町は、公共施設に樹木等の植栽を積極的に行い、景観に配慮した緑化の推進に努めなければならない。

3 事業所等を設置している又は設置しようとする土地所有者等は、当該土地に緑地を確保し、樹木等を植栽する等、景観に配慮した緑化の推進に努めなければならない。

第5章 雑則

(立入調査)

第14条 町長は、この条例の施行に必要な範囲内において、職員に、必要と認められる場所に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第15条 町長は、第8条、第11条及び第12条の規定に違反したと認められる者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第16条 町長は、前条の勧告に従わない者に対し、周辺的生活環境が著しく損なわれ、

若しくは損なわれるおそれがあると認めるときは、期限を定めて必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(代執行)

第17条 町長は、第12条に規定する空き地の管理について、前条の措置命令を受けた所有者等が当該命令に従わないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、自ら当該命令を受けた者がなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさせしめ、その費用を当該命令を受けた者から徴収することができる。

(事実の公表)

第18条 町長は、第16条の規定により、措置命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により事実の公表を行うときは、あらかじめ、当該事実を公表される者に対して弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第20条 第16条の規定による措置命令に違反した空き地の所有者等は、20,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。